

医療事故緊急対策チームに係る申合せ

平成 27 年 8 月 11 日

医療業務安全管理委員会

- 第 1 医療事故(過失の有無を問わず)により患者が集中治療を要する病態となった場合、病院長の指示のもとに医療事故緊急対策チームを結成する。

- 第 2 医療事故緊急対策チームを結成するにあたり、複数診療科の協力体制が必要な場合には、原則として、各診療科の担当医を決定の上、集中治療部の医師がその調整を図り、合同カンファレンス等における情報共有や治療方針決定にあたる。